

平成18年度定期監査の結果に係る改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、定期監査の結果に係る改善措置等の状況について、市長から通知がありましたので、次のとおり公表しました。

佐監公表第1号 平成19年6月15日

佐渡市監査委員 清水 一次
佐渡市監査委員 本間 勇作

1. 繰越未納額の事務処理について

(1) 指摘事項
繰越未済金の事務処理に疑義があるため、改善及び収納率の向上について指導された。

(2) 改善措置等の状況

市の負担金や使用料の調定票の起票において、現年分と滞納繰越分を区分していなかったため、平成19年度より細々節で現年分と滞納繰越分を区分することとしました。

また、調定票の起票時期については、原則として、納入通知書発送時とします。

収納率の向上による歳入財源の確保は、財政運営上大変重要なことであり、各課と各支所と連携を密にし、徴収及び滞納処分を努めるよう指導しました。

2. 補助金制度と事務処理について

(1) 指摘事項

補助金交付要綱を見直し、統一した運用をされた。

(2) 改善措置等の状況

補助金制度については、佐渡市行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)にも掲載されており、行政事務改善委員会と連携を取りながら、交付要綱や要領の見直し及び交付基準の設定等について検討しています。

また、交付要綱や要領及び交付基準の設定等が整備され施行される際には、コンプライアンス(法令順守)についても指導して行きたいと考えます。

なければならぬが、既得権的な考え方もあると思われるので、地権者の理解を求めるよう最大限の努力をしていきたい。

3. 財産管理について

(1) 指摘事項

財産管理の事務処理方法の指導を徹底された。

また、賃借料について、佐渡市としての統案(目安)を作成された。

(2) 改善措置等の状況

今年度中に的確に財産の把握に努め、諸規程の整備、管理体制の強化を図り、適正管理を行いたい。
借り受け財産の賃借料については、旧市町村の慣行により算定基準がまちまちであり、総じて地権者の意に沿うよう設定されているのが現状です。
今年度中に要綱的なものを策定し、新規契約については適用させていくものとします。

契約更新に係るものについては、地権者の同意を得て、順次適用させていか

地方自治法 第九十九条第十二項

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

アミューズメント佐渡 イベント情報 ☎52-2001

スカラ室内管弦楽団

イタリア随一の歌劇場、ミラノ・スカラ座管弦楽団の名手たちによる、底抜けに明るいアンサンブル!「トゥーランドット」を始めプッチーニのオペラの名曲選ほか、童話「幸福の王子」を日本語の語りと演奏で楽しんでもいただくなど、親しみやすいプログラムもご用意しております。

7月25日(水) 19:00開演
アミューズメント佐渡大ホール
指定席4,000円 自由席3,000円
絶賛発売中!



1950年代頃の絵画展 -佐渡は燃えていた-

1950年代頃の佐渡の画家による貴重な絵画を一堂に集めた絵画展です。

主な作家:本間勘弼、高橋信一、伊藤政二、川上正信ほか

8月10日(金)~8月16日(木)
9:30~18:30
アミューズメント佐渡 入場無料
主催:市橋太郎
共催:佐渡市教育委員会

平成19年度 ケーブルテレビ施設整備工事のお知らせ

両津・相川・金井・畑野地区全域、および、佐和田・新穂地区の一部で工事を行っています。ご迷惑をお掛けする場合がございますがご協力をお願いします。

市役所 情報政策課 ☎63-5139

ケーブルテレビ加入申込の受付について

両津・相川・金井・畑野地区では第2次募集が始まっています。お早めにお申し込み下さい。これ以外の地区でも随時受け付けています。

情報センター室 ☎51-2030

印鑑登録のご案内

◆お問い合わせ

市役所 市民課(戸籍係)

☎63-5112

印鑑登録とは

印鑑登録とは、お手持ちの印鑑があなた個人の実印であることを公的に証明する制度です。印鑑登録証明書は、登録されている印影を証明するもので、不動産の売買や自動車の登録などに利用されます。印鑑登録証明書の交付を受けるには、事前に印鑑登録をする必要があります。

印鑑登録の申請手続き

○印鑑登録できる方・できない方

印鑑登録できる方	・満15歳以上で、佐渡市に住所がある方
印鑑登録できない方	・15歳未満の方、または佐渡市に住所がない方 ・成年被後見人の登録を受けている方

○登録できる印鑑・できない印鑑

登録できる印鑑 (1人1個に限ります)	・住民登録されている氏または名の文字で表わされている印鑑 ・大きさが一辺8ミリ以上25ミリ以下の正方形に収まる印鑑
登録できない印鑑	・同じ家族の方がすでに登録している印鑑 ・ゴム印やスタンプ印、市販されている大量生産印(三文判) ・輪郭や文字の部分が欠けている印鑑、模様入りの印鑑 など

○印鑑登録申請の方法

手続きに来る方	必要なもの	印鑑登録の手順
本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 顔写真付き公的身分証明書 (運転免許証、パスポート、障害者手帳 など) または 佐渡市に印鑑登録をしてある保証人が印鑑登録申請書に署名し、登録印を押印	即日印鑑登録ができ、印鑑登録証明書の発行が可能です。 ※顔写真付き身分証明書がなく保証人もいない場合、即日登録はできません。照会書を本人あてに郵送しますので、必要事項を記入の上、登録する印鑑と一緒にご持参ください。

※印鑑登録は代理人による申請も可能ですが、郵送で本人の意思を確認する手続きをとりまますので、3日~1週間程度の日数がかかります。

○手数料

- ・印鑑登録：1件200円(登録と同時に印鑑登録証をお渡しします)
- ・印鑑登録証明書：1件200円(すでに印鑑登録している方は、必ず印鑑登録証をお持ちください。本人であっても登録証の提示がなければ交付できません)

○申請場所

本庁・各支所市民課、各出張所
(印鑑登録証明書は、吉井、月布施、水津各郵便局でも交付できます)

